

富里市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(平成25年10月23日教育委員会告示第7号)

改正 平成26年5月27日教育委員会告示第5号
平成28年2月23日教育委員会告示第1号
平成29年12月19日教育委員会告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級へ就学する児童若しくは生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部として特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、富里市内に住所を有する富里市立小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助又は富里市就学援助費支給規則（平成23年教育委員会規則第2号）第3条の規定による就学援助費の支給を受けていない者とする。この場合において、富里市外への区域外就学が認められている児童又は生徒については、関係教育委員会と協議の上、決定するものとする。

(支給対象経費)

第3条 就学奨励費の支給の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費・通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費・通学用品費
- (3) 学校給食費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 通学費

2 前項の対象経費の支給内容は、別表のとおりとする。ただし、支給額は毎年度国が示す単価を限度額とする。

(申請)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費申請書兼収入額・需要額調書（別記第1号様式）に必要な書類を添付し、校長を経由して教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

2 就学奨励費の受給を辞退する者は、特別支援教育就学奨励費辞退届（別記第2号様式）を校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

(支弁区分の決定)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、支弁区分を決定し、富里市特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書（別記第3号様式）により校長を経由して申請者に通知するものとする。

2 前項の支弁区分は、収入額が需要額の1.5倍未満の者を第1区分、1.5倍以上2.5倍未満の者を第2区分、2.5倍以上の者を第3区分とする。

(委任)

第6条 前条の規定により支弁区分の決定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、校長を代理人と定め、就学奨励費の請求及び受領等に関する権限を委任するものとする。

2 前項の委任に当たっては、被認定者は、委任状（別記第4号様式）を校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

(支給期間)

第7条 被認定者が就学奨励費の支給を受けることができる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で、支給対象者となった者については、支給対象者となった日の属する月から支給するものとする。

(実績の報告)

第8条 校長は、当該学校における校外活動、修学旅行及び通学費について、別に定める書類により教育委員会に報告するものとする。

(支給台帳の調整)

第9条 校長は、就学奨励費の支給状況について個人別支給台帳（別記

第5号様式)を調整し、他の関係書類とともに整理保存するものとする。

2 校長は、当該年度の就学奨励費の支給が完了したときは、速やかに個人別支給台帳を教育委員会へ提出するものとする。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給区分の決定を取り消すことができる。

(1) 被認定者に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により支弁区分の決定を受けたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月27日教育委員会告示第5号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月19日教育委員会告示第11号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第3条関係)

就学奨励費の支給内容

区分	支給対象者	支給額	備考
学用品費・通学用品費	第1区分 第2区分	実費の2分の1 の金額	年度途中から就学奨励費の支給を開始する場合は、月割で算定して得た額とする。なお、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
新入学児童生徒学用品費・通学用品費	第1区分 第2区分	実費の2分の1 の金額	就学奨励費の支給要件に該当した日の属する月が当該年度の4月である第1学年の児童・生徒に限る。

学校給食費		第1区分 第2区分	実費の2分の1 の金額	学校給食法（昭和29年法律 第160号）第11条第2項 に規定する学校給食費
校外活動費	宿泊なし	第1区分 第2区分	実費の2分の1 の金額	交通費及び見学料
	宿泊あり	第1区分 第2区分	実費の2分の1 の金額	交通費，宿泊費及び見学料（学 年を通じて1回とする。）
修学旅行費		第1区分 第2区分	実費の2分の1 の金額	交通費，宿泊費，見学料及び均 一に負担すべきこととなるその 他の経費（小学校又は中学校を 通じてそれぞれ1回に限る。）
通学費		第1区分 第2区分	実費の全額	児童生徒が最も経済的な通常 の経路でバスを利用して通学す る場合の交通費（通学定期乗車 券代）
		第3区分	実費の2分の1 の金額	

特別支援教育就学奨励費の支給を受けたいので、富里市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条第1項の規定により申請します。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

保護者等氏名 印		住所 富里市 (電話:)				児童・生徒氏名		学校名・学年(特別支援学級名)等		※ 都道府県の地区別区分 VI 地域の級地区分 3-2			学校長認印	
世帯の収入の状況		世帯の状況(前年12月31日現在)						需 要 額 等						
		氏 名		個人番号		生年月日 (満年齢)		在学学校名・学年 (特別支援学級 通級の有無)等		教 育 扶 助 基 準		生 活 扶 助 基 準		
所得控除前の	総所得金額	円					年 月 日 (歳)		通学費	※ 学校給食費	※ 基準額	※ 第1類	※ 期末一時 扶助費	※ 第2類
	退職所得金額						年 月 日 (歳)		円	円	円	円	円	f (基準額)
	山林所得金額						年 月 日 (歳)							円 g (地区別冬季加算 額)
	計	A					年 月 日 (歳)							円 h 住宅扶助基準 ※
所得控除	社会保険料						年 月 日 (歳)							円
	生命保険料						年 月 日 (歳)							円 i 需要額 ※ (a~hの合計)
	地震保険料						年 月 日 (歳)							円
	計	B					年 月 日 (歳)							円
所得額(A-B)		C ※					年 月 日 (歳)							円 収入額 ※ 需要額
所得月額(C×1/12)		D ※					年 月 日 (歳)							F = i
障害者加算控除 (保護基準より算定)		E ※					年 月 日 (歳)							
収入額(D-E)		F ※	合 計						a ※	b ※	c ※	d ※	e ※	
通学費 明 細		(通学費を要した者ごとに記入すること)						特記事項			支弁区分 □第1区分 □第2区分 □第3区分			

注) 1 裏面の「申請書兼収入額・需要額調書の記入上の注意事項」をよくお読みになって記入してください。

2 収集した個人番号は、富里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3(第5条関係)に記載されている事務に限って使用します。

【裏面 記入箇所あり】

申請書兼収入額・需要額調書の記入上の注意事項

1 保護者等の記入上の注意

- (1) この書類は、就学奨励費の支給を受けるために必要なものですから正確にありのままを記入してください。
- (2) 太枠内を記入してください。
- (3) 住所については、この調書を提出するときの住所とし、前の年の12月31日現在の住所と異なる場合は（ ）内に前の年の12月31日現在の住所を記入してください。
- (4) 世帯の状況の欄は、前の年の12月31日現在の世帯の状況を記入してください。したがって、「満年齢」、「在学学校名、学年（特別支援学級通級の有無）」欄も前の年の12月31日現在の状況により記入することとなります。
 なお、在学学校名等は次の例により記入してください。
 ○○市立○○小学校第2学年1組（特別支援学級に通学）
 ○○市立○○中学校第3学年2組
- (5) 次の証明書を添付してください。
 ア 収入に関し、記載内容を証明する市町村の証明書及び在学する学校から指示される書類（下記同意書に署名した場合は不要です。）
 イ 児童福祉施設等又は指定療育機関（国・公立の病院等）に入っている児童等の保護者等がこの書類を提出する場合は、
 ① 教育費について措置費を受けていない旨の施設長等の証明書
 ② 指定療育機関で療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書

同意書

下記のものは、富里市特別支援教育就学奨励費支給要綱に規定する事務（申請の受理及び支給区分の決定）に限って、 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。
 なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者 (申請者)	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生	同意者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生
	住所					住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居	申請者との続柄	
同意者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生	同意者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居	申請者との続柄			住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居	申請者との続柄	
同意者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生	同意者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居	申請者との続柄			住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居	申請者との続柄	
同意者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生	同意者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居	申請者との続柄			住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居	申請者との続柄	

- 注) 1 同意者の欄には、必ず同意者本人が署名してください。
 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を添付してください。（中学生以下のお子さんについての代理署名の場合は、委任状は必要ありません。）
 3 同意者が申請者と同居している場合は、住所欄の□にレ印を付してください。また、申請書等に同意者の住所を記入している場合は、住所欄の記入を省略できます。

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

富里市教育委員会 様

保護者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

特別支援教育就学奨励費辞退届

私は、 _____ 年度に富里市から支給される特別支援教育就学
奨励費の一切について、受給を辞退します。

第 号
年 月 日

様

富里市教育委員会

富里市特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費の支給の申請について、就学奨励費の支弁区分を下記のとおり決定したので、富里市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

記

学校名・学年	児童生徒氏名	支弁区分	備考

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、富里市教育委員会に審査請求をすることができます（ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は富里市教育委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の訴えを提起することができます。

第 4 号様式（第 6 条関係）

委 任 状

私は、 _____年度において特別支援教育就学奨励費に係る請求，
受領，返納の一切に関する事項の権限を富里市立 _____学校
校長 _____に委任します。

年 月 日

保護者 住所 _____

氏名 _____ 印

第5号様式（第9条関係）

個人別支給台帳（整理番号 No. ）

保護者等の氏名		保護者等の住所					
児童・生徒氏名		電話番号（ ） -					
通学状況 <input type="checkbox"/> 寄宿舎から通学 <input type="checkbox"/> 施設から通学 <input type="checkbox"/> その他（自宅通学）		身体障害者手帳の有無 有 ・ 無			支弁区分 <input type="checkbox"/> 第1区分 <input type="checkbox"/> 第2区分 <input type="checkbox"/> 第3区分		
支 給 額							
区 分	第1回 年月日	第2回 年月日	第3回 年月日	第4回 年月日	第5回 年月日	第6回 年月日	計
学用品費・通学用品費							
新入学児童生徒学用品費・通学用品費							
学校給食費							
校外活動費							
修学旅行費							
通 学 費							
計							
受 領 印							
通 学 費 の 積 算 基 礎							
順 路	通学方法 の 別	区 間	本人定期券				
			か月	か月			
1		から（ 経由） まで					
2		から（ 経由） まで					
3		から（ 経由） まで					
4		から（ 経由） まで					
5		から（ 経由） まで					
6		から（ 経由） まで					
備考							

注 受領印は、別に受領に関する書類がある場合は不要

特別支援教育就学奨励費支給方法申出書

平成 年 月 日

富里市教育委員会学校教育課長 様

学校名 _____

学校長名 _____ (印)

所在地 _____

電話番号 _____

担当者氏名 _____

特別支援教育就学奨励費は、下記のとおり支給くださるようお願いいたします。

記

1 支給方法 口座振込 ・ 現金 (いずれかに○をご記入願います。)

2 振込先等 (1で口座振込に○をした場合に記入してください。)

振込先	銀行 金庫 組合 本・支店	
	郵便局 (店舗番号:)	
預金種別 口座番号	(決 済 用) 普通	
口座名義人	住 所	〒
	フリガナ 氏 名	

学用品費等支給額算定基礎資料

【 学校】

下記のとおり学用品等を購入しました。

記

1 児童生徒の学年・氏名 第 学年・

2 購入した学用品等

区 分		購入金額
学用品・通学用品	ノート	円
	筆記用具	
	副教材	
	練習帳	
	辞典類	
	体育用ズック靴	
	実験・実習用の材料	
	作業衣	
	通学用靴	
	雨靴	
	雨傘	
	帽子	
	その他（ ）	
新入学児童生徒 学用品・通学用品 (就学奨励費の支給要件に該当した日の属する月が当該年度の4月である第1学年の児童・生徒に限る。)	ランドセル	円
	カバン	
	通学用服	
	通学用靴	
	雨靴	
	雨傘	
	上ばき	
	帽子	
	その他（ ）	

※購入した学用品等に○を付け、購入金額を記入してください。

平成 年 月 日

保護者氏名： _____ (印)

以上を確認しました。

平成 年 月 日

学校長 _____ (印)